

寒河江市物価高騰対策地域商品券



寒河江市イメージキャラクター
チェリン

【チェリンPay (ペイ) カード】

FAQよくあるご質問



※配布時のデザインは上記イメージと異なる可能性があります。

Q. いくら分の商品券ですか？

A. 市民一人当たり10,000円分の商品券 (大型店・一般店共通A券：6,000円分、一般店限定B券：4,000円分) です。

Q. 配布の対象となる条件はありますか？

A. ① 令和8年3月1日 (日) 時点で、寒河江市に住民登録がされている方
② 令和8年4月30日 (木) までに出生し、寒河江市に住民登録をされた方
上記①②のいずれかに該当すれば、申請等をしていただく必要はございません。

Q. 使い方が分かりません。

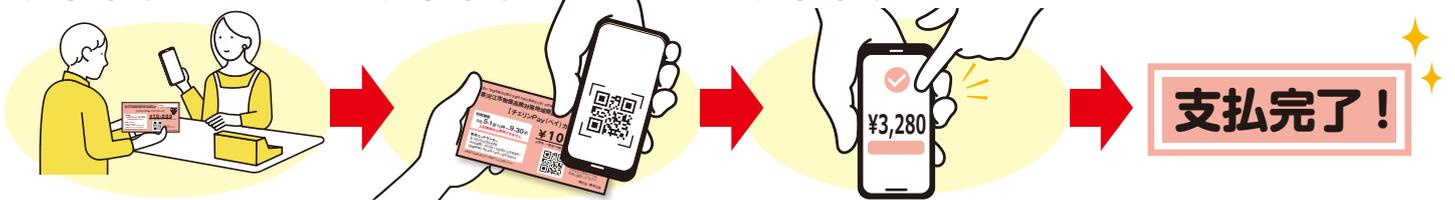
A. 以下の手順で決済 (支払) を行ってください。

- ① 商品券で支払う旨を店員へ伝え、商品券の表面 (寒河江市イメージキャラクターチェリンが見えるほう) を提示する。
- ② 店員が表面にある二次元コードの読み取りを行い、会計金額を入力するのを待つ。
- ③ 会計金額を店員と一緒に確認する。

ステップ1

ステップ2

ステップ3



Q. 使えるお店はどこですか？

A. 商品券取扱加盟店は、店頭にはポスター等を掲示します。
また、寒河江市商工会ホームページから商品券取扱加盟店一覧をご確認いただけます。

Q. いつから使うことができますか？

A. 使用期間は「令和8年5月1日 (金) 午前10時から令和8年9月30日 (水) 午後11時59分まで」となります。

期間を超過した場合、使用はできなくなりますので、お早めにご使用ください。

Q. 商品券の残額の確認方法を教えてください。

A. 商品券の裏面にある二次元コードをスマートフォン等で読み取ると、残額確認用のウェブページに遷移します。そのページで管理番号（商品券表面の右上に記載）を入力すると、A券・B券それぞれの残高が表示されます。
または、お支払時に取扱加盟店にて、お支払時に残額を聞いてください。
※商品券裏面のメモ欄をご活用ください。

Q. 家族が3人なのに、封筒が1部しか届きません。

A. 原則として、世帯主名宛ての封筒のなかに、世帯全員分の商品券を封入しています。
3人家族の場合、10,000円分の商品券が3枚封入されています。

Q. 商品券を受け取った後、他市町村へ転出した場合、使用はできますか？

A. 転出された場合でも、寒河江市内の取扱加盟店で使用可能です。

Q. 現金や他決済手段との併用は可能ですか？

A. 使用するお店にお問い合わせください。

Q. この商品券で買えないものはありますか？

- A.** 以下に該当するものを購入する場合は、使用することができません。
- ① 事業活動に伴って、使用する原材料、機械類及び仕入れ商品等の購入
 - ② 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気ガス水道電話料金など）
 - ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ④ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ⑤ 商品券の交換または売買
 - ⑥ 土地家屋購入、家賃、地代、自動車購入、駐車料等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
 - ⑦ 特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑧ 国や地方公共団体への支払い（印紙、市指定ごみ袋を含む税金、使用料、手数料等の公租公課）
 - ⑨ 会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもの
 - ⑩ その他、各取扱加盟店が指定するもの

**【お問い合わせ先】 寒河江市緊急経済対策事業実行委員会事務局
（寒河江市商工会内 ☎0237 86 1211）**